

〈論 文〉

## 銀行経営をめぐる環境変化と業務範囲規制

翁 百合\*

### I 銀行経営をめぐる環境変化

現在、各国の銀行は、大きな環境変化に直面している。国際的には、リーマンショック後の規制強化が一段と進みつつあり、特に欧米では、銀行に対してリスクの高い取引自体を禁止するなどの、業務範囲規制が米国や欧州各国ごとに強化されている。また、欧米諸国や中国では、モバイルペイメントやインターネット上の金融仲介などの分野における非金融事業者の参入が続くなど、いわゆるフィンテック（ITテクノロジーと金融ビジネスの融合によるイノベーションへの取り組み）の動きが大きく広がっている。欧米では、そうした動きに危機感を持った銀行自身のフィンテックへの取り組みも積極的であり、決済等サービスの高度化への取り組みについても、業務範囲規制は緩やかということもあって、日本の銀行よりも大きく進んでいる。リテール、ホールセール業務ともに、欧米銀行とIT企業等とのオープンイノベーションは進んでおり、ITを活用した顧客とのオムニチャネル化など、ビジネスモデルの変化が進みつつある。

これに対して、国内では人口動態の激変により、日本の銀行経営は大きな影響を受けつつある。特に地域銀行を中心に、地域の人口減少に直面しており、融資機会が徐々に少なくなるため、収益機会の減少に直面している。こうした中で、決済分野については、日本においては新規に銀行業界に参入した楽天銀行や、ヤフーなどの非金融事業者が電子商取引と金融サービスを一体的に提供するなど、異業種から参入した銀行や銀行以外の業者が新たなビジネス分野を次々と開拓している。他方、規制上必ずしも公平な競争条件が整備されているとはいえない状況となっていることもあり、伝統的銀行については、ICTを活用した決済高度化への取り組みは、欧米銀行に比較すると遅れている状況となっている。

本稿では、こうした銀行経営をめぐる最近の環境変化を分析、論じたうえで、現在日本の銀行が直面している規制の現状を整理し、今後の業務範囲規制の緩和の必要性について検討する。

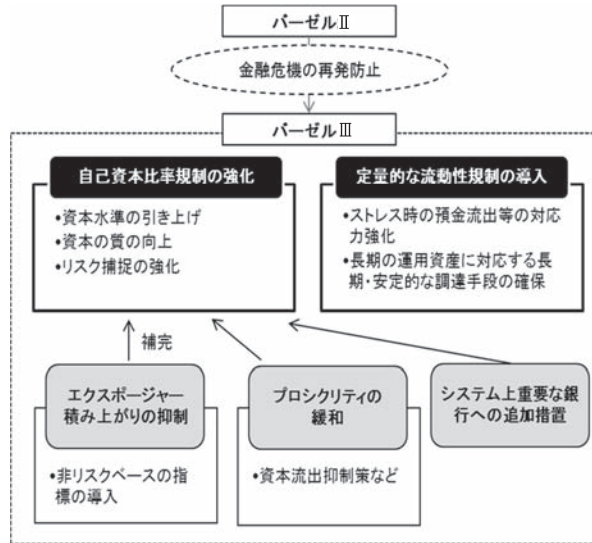
#### 1 国際的な環境変化

##### (1) リーマンショックとその後の規制強化

2008年9月のリーマンブラザーズ破綻に伴う金融危機は、世界経済に深刻な影響を与えた。この危機を契機として、2010年以降金融規制の強化が進んだが、国際的なレベルでもまた欧米など国レベルでも、ここへきてさらに規制強化が一段と進行、具体化している。これらの動きは、欧米のみならず日本の金融機関の行動にも大きな影響を及ぼしつつある。一連の金融規制改革の動きについ

---

\* 日本総合研究所副理事長 慶応義塾大学特別招聘教授



第1図 パーゼルⅢの概要

(資料出所) 金融庁資料の加筆修正

て整理すると次の通りとなる。

国際的な規制強化の第一は、銀行グループに対する自己資本比率規制等（いわゆるパーゼル規制）の強化である。これは、世界金融危機の際にそれまでに導入されていたパーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制が十分機能しなかったという反省に立ち、自己資本の質と量の引き上げ、流動性規制の導入などにより健全性を高めようという動きである（パーゼルⅢ、第1図）。新たな規制の枠組みは2010年に決定し、各国銀行グループの対応が本格化している。

最近この枠組みに加えて、①金利水準が変動した場合に発生しうる損失である銀行勘定の金利リスクに対しても、自己資本を上積みすることを求める、②各銀行グループに合った内部モデルでのリスク管理を引き続き期待したうえで、規制対象の自己資本の計測は比較可能性を重視した標準的手法を主軸とする、③ソブリンリスク（国債保有にかかる信用リスク）の規制上の取り扱いを見直す、④単純な自己資本比率規制であるレバレッジ比率規制を強化する、ことなどが検討されている。

このうち、金利リスク規制については、パーゼル規制の3本の柱の、いわゆる第一の柱<sup>1)</sup>である規制資本に加えて、さらに画一的に自己資本を銀行に上積みさせることは、銀行経営にかなりの影響を与えるという意見が日本などの銀行監督当局から出されたこともあって、自主的に自己資本の積み増しへの取り組みを促す手法（いわゆる第二の柱）と両論併記で市中協議案が出され、2016年にも決定される見込みとなっている。

第二は、グローバルな金融システムの中で重要な金融機関（G-SIFI, Global-Systemically Impor-

1) パーゼル規制の3本の柱とは、銀行の健全性を維持するための3つの手段のことをいい、これを相互補完的に適用していくことが望ましいというパーゼル銀行監督委員会の考え方である。1990年代、パーゼルⅡの段階で打ち出された。第一の柱とは、すべての対象銀行に対して一律に求める画一的な規制、第二の柱は、銀行経営の自主性を重んじ、監督当局がこれをモニターするというもの、第三の柱は、情報開示による市場規律である。

tant Financial Institution の略) に対する、破綻処理の枠組み整備の動きである。この動きの背景には、欧米諸国で、①リーマンブラザーズのような大型証券会社を一般事業会社と同じ手法で破綻処理したため金融市場が大きく混乱したことや、②1980年代半ばから米国を中心に批判されてきた政策である銀行救済政策、すなわち公的資金を活用して大手金融機関を救済する弊害である「トゥービッグトゥーフェイル」(大きすぎて潰せない)問題から今度こそ決別すべき、という反省がある。既に2011年に、G-SIFIも金融システムを不安定化させないように破綻処理できる環境の整備が必要という方針が金融安定理事会(FSB, Financial Stability Board)から打ち出されていたが、この方針に沿うかたちで日本を含む各国で実効的な破綻処理制度が整えられてきた。

日本においては、銀行単体については、2000年代入り後に改正された預金保険法で既に破綻処理制度が整備されており、既にりそな銀行の救済や足利銀行の破綻処理も行われていた。しかし、国際的な方針を打ち出された2011年の時点では、銀行持株会社、証券会社、保険会社などについては、システミックリスク時の破綻処理ルールは未整備であったことから、これらの法整備がなされた。

今後、さらに大手銀行グループには、スムーズな破綻処理を可能とする追加的な規制が導入される。これは、破綻処理時に預金者<sup>2)</sup>を保護するには、株主負担だけでは足りない恐れがあるため、当該銀行グループは、自己資本の充実だけでなく損失を吸収できる劣後性債券など負債を十分持ち、総損失吸収力(TLAC Total Loss Absorption Capacity)を高めるべきという規制<sup>3)</sup>である。欧米では、銀行グループとして経営管理をする方向が明確になってきており、監督当局としても銀行グループ全体を統括する持株会社の監督を重視する方向となってきた。これを受けて、銀行グループの破綻処理も、米国等では銀行単体の機能を持続させる一方で、銀行持株会社を破綻処理する方向が打ち出されてきている。こうした環境変化に対応すべく、欧州諸国の銀行グループは2012年頃から劣後性の債券を大量に発行してきたが、日本でもメガバンク等の持株会社による劣後性債券発行が2014年頃より相次いでいる。

第三は、欧米を中心とした銀行の業務範囲規制の強化である。欧州ではもともとユニバーサルバンキング制度が定着していたこともあり、銀行や証券、保険との兼営が認められ、事業会社の株式も保有することができる環境にあった。米国において銀行の業務範囲規制が1980年代頃から大幅に緩和されたのは、利用者利便向上や、銀行業としての競争力強化を求められたからであった。特に先進国全体が低成長となる中で、銀行業としての収益機会が減少する中、1980年代にいわゆる「銀行業衰退論」<sup>4)</sup>が連銀のエコノミストや学者の間で議論されるようになり、業務範囲を広げることによって、銀行業としての収益基盤を支える必要があるという当局の認識も背景としてあったといえよう。

しかし、リーマンショック後、欧米の銀行は金融商品のトレーディングやファンド出資など、投資銀行的な業務に伴うリスクをとりすぎており、銀行は本来の決済業務や預金を受け入れて貸出す商業銀行モデルに回帰すべきとの議論が強まった。このため、銀行の業務範囲や組織構造の規制強化が各国ごとに導入される方向にある。

---

2) 厳密には、大口預金をすべて含むわけではなく、預金保険対象となる小口預金などである。

3) この点については、翁 [2015] 参照。

4) 「銀行業衰退論」については、翁 [1998] を参照。

第1表 欧米の業務範囲規制の動向

	米国	EU	英国
考え方	投資銀行活動の禁止	高リスク取引は法的に分離された別会社で実施	リテール業務を隔離
銀行の業務の制限内容 (主なもの)	自己勘定トレーディング制限 ヘッジファンド等への出資制限	自己勘定トレーディング分離 ヘッジファンドへの出資等分離	自己勘定トレーディング分離 マーケットメイク分離

(資料出所) 筆者作成

2015年7月からは米国ではいわゆる「ボルカールール」が適用され、自己勘定での証券売買やヘッジファンドなどへの出資等が制限されることになった。ボルカールールは、ボルカー元FRB（連邦準備制度理事会）議長が主導して導入され、2010年に成立した米国の金融制度を大幅に改革する内容のドッド・フランク法の中に含まれている。一方、ドイツやフランスでは銀行から高リスクの業務を分離するルール、そして英国では預金貸出、決済などのリテール業務とその他のリスクの高い業務の組織を分けるなど、同様の趣旨の規制が導入される方向となっている（第1表）。

第四に、取引の透明性向上や清算の集中、また清算集中されない取引に対しては担保を求めるといった店頭デリバティブ取引規制強化、証券化商品の規制強化など、銀行グループ以外の資金仲介である、いわゆるシャドウバンキングも含めて金融市場全体の透明性や安定性を確保しようという動きも本格化している。

こうした一連の規制改革の動きには、日本の銀行経営にも大きな影響を与える以下のような規制の潮流変化が底流している。

第一は、銀行グループを中心に、リスクが顕在化した場合に備える自己資本の上積み等を求めるバーゼル規制の強化のみならず、欧米ではリスクテイクそのものも制限する規制強化が明確になっている点である。前者は、日本も参加する国際的な会議体である金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会などにおける各国間の協議によって国際的な規制が決定されるが、米国などではさらにそれを厳格に適用し、外国銀行にも域外適用しようとしている。後者は欧米各国が独自に方向性を打ち出しており、ボルカールールに関しては、邦銀を含む外銀も一定範囲で適用が義務付けられる。このような流れは、80年代以降の規制緩和の流れを大きく修正する動きといえる。

第二は、個々の銀行のリスク管理インセンティブよりも、銀行間の比較可能性を重視する、いわゆるコマンド・アンド・コントロール・アプローチへの回帰の動きが一部にみられることである。従来監督当局は、94年のBIS（国際決済銀行）ユーロ委員会のフィッシャーレポートで提言されたように、デリバティブ等の金融技術革新が進むもとは各銀行の自主的なリスク管理手法を認めることが、実効的な監督に資すると考え、これを積極的に懲罰していた。現在も監督当局は自主的なリスク管理の重要性は認めているが、規制の適用については比較可能性の高い、厳格化された標準的な手法を重視する揺り戻しが起きている。これは、監督当局が各国の金融機関のリスク管理の実態を調査した結果、各銀行の自主的なリスク管理にかなりの程度の量的、質的な格差がみられたことが背景となっている。このように、規制全体の哲学は金融危機をはさんで大きく変化し、金融業にとってはコストの高い規制体系となってきている<sup>5)</sup>。

日本の銀行は、リーマンショックで大きな打撃を受けた欧米諸国の銀行とは異なり、商業銀行型ビジネスモデルを採用していることもあって、デリバティブ等のトレーディング取引やファンドへの出資などを手掛ける割合は小さい。また、証券化商品自体の発行規模も米国と比較すると圧倒的に小さく、米国でみられた証券化商品の再組成、再々組成といった動きやハイレバレッジによる投資拡大も行われていなかった。しかしながら、こうした一連の規制強化は、特に国際的な展開を行い、G-SIFIとなっているメガバンクを中心に、銀行経営に大きな影響を与えているのが実情である。さらに、一連の規制強化の動きは継続しており、着地点がみえていない。こうしたことが、銀行経営の不確実性の拡大につながっている。

## (2) IT化の流れとフィンテック

一方、欧米の銀行は、情報技術革新のスピードが一層高まる中、大きな経営環境変化にさらされている。銀行以外のIT産業から伝統的金融分野への参入が相次いでいるほか、そうした業者の参入に危機感<sup>6)</sup>を持ち競争しながらも、自らそうしたIT業者と協働するなど様々な対応をしてきている。こうした、ITテクノロジーと金融ビジネスの融合の取り組みやこれを推進している企業をフィンテック (FinTech, Financial と Technology を合わせた造語) というが、多くはベンチャー企業である。

こうした環境変化の背景には、情報技術革新の普及がもたらした人々のライフスタイルの変化がある。まず、決済の分野については、インターネットの普及に加え、近年多機能型のスマートフォンやタブレット端末が全世界的に普及し、活用されるようになってきている。こうしたデバイスの広がりもあって、世界の電子決済市場は1兆8000億ドルにも達しようとして(2014年)おり、今後もさらに大きくなることが予想されている。特にモバイルコマースの発展が、モバイルペイメントの増加を促している。モバイルペイメントの種類には、グーグル、アップルなどの近距離無線通信、ペイパルなど携帯端末によるカード決済などがあり、数多くの銀行以外の業者が参入して新しいビジネスを競っている。スマートフォンを活用するビジネスは、搭載されている多くの機能(デジタルカメラ、GPS、QRコード、音声など)を活用した様々な新しい決済ビジネスの提供も可能になっている。このように、グーグルやフェイスブック、ペイパルやアップルなど、非金融業者がモバイルペイメントなどのビジネスを次々と開発して、顧客に提供している<sup>7)</sup>。

また、こうした金融とITとの融合は、決済の分野だけではない。米国や中国では、資金仲介においてもインターネットを活用した、マーケットプレイスレンディング (PtoP レンディング) とよば

---

5) 欧州では、こうした規制強化に加えて、英国では銀行税が導入されているほか、フランスやイタリア等では金融取引に対する課税なども導入され、税制の面でも金融機関経営をめぐる環境は大きく変化しつつある。規制改革の評価については翁 [2010]、翁 [2016] 参照。

6) JPモルガンチェース銀行CEOのジェイミー・ダイモン氏は、銀行の今後のライバルはグーグルやフェイスブックになるだろうと、発言する(2014年5月6日)など、つい最近まで銀行がほぼ独占的に提供していた決済ビジネスの環境変化に対する危機感は大きいものとなっている。

7) 最近の米国等の決済分野の進展については Board of Governors of the Federal Reserve System [2015]、アクセンチュア [2015] 野村 [2015] などを参照。

8) 米国では、レンディングクラブとよばれる企業が既に2015年の段階でニューヨーク証券取引所に上場を果たしている。

第 2 表 欧米銀行のオープンイノベーションの動向

Citigroup(米)	Barclays(英)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• PayQuik(2008年2月):金融機関等向けの送金プラットフォーム開発・サービス提供者。</li> <li>• Ecount(2007年3月):小売業者向けのクレジットカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RS2 Software(2013年8月、10%出資→同年11月、18.25%へ):銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。</li> <li>• Analog Analytics(2012年6月):インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。</li> </ul>
JPMorgan Chase & Co.(米国)	BNP Paribas(仏)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Bloomspot(2012年12月):小売業者向けのクーポン等によるリワード・プログラムの提供・管理システム開発業者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FLASHIZ(2013年10月):QRコード等を利用したスマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。</li> </ul>
U.S. bank(米国)	Société Générale(仏)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• FSV Payment Systems(2012年11月):企業、政府、金融機関向けのクレジットカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OnVista(2007年10月):金融情報ポータルサイトの提供者。</li> </ul>
Capital One Financial Corporation(米国)	Crédit Agricole(仏)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Level Money(2015年1月):複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Finnet SA(2008年5月):インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。</li> </ul>
BBVA Compass(スペインの銀行の米国現法)	Banco Santander(スペイン)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Simple(2014年2月):PCやスマートフォン等専用の低コストで利便性の高い銀行サービスを提供する銀行代理店業者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Zed Group(2012年10月、30%出資):デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。</li> <li>• izettle(2013年6月、5百万ユーロ出資):専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。</li> </ul>

(資料出所) 筆者作成

れる個人間の資金仲介ビジネスが大きな広がりを見ている<sup>8)</sup>。さらに、クラウドコンピューティングの発展やデータ処理能力の飛躍的向上に伴い、ビッグデータの解析が金融の様々な分野で可能となり、他の産業と同様、人工知能の活用なども進んでいる。人工知能の活用は、たとえば、保険サービス、企業支援サービス、投資サポートサービスなど幅広い分野での応用が可能となってきている。

インターネットが普及した 2000 年代頃より、銀行自身も、多様なソーシャルメディアを活用しつつ、送金ビジネス、モールなどの電子商取引ビジネスの提供、スマートフォンやウェアラブル端末による決済ビジネスなどの新規ビジネスに取り組んでいる。ただし、こうした取り組みは、銀行の持っている自前の技術だけでは対応できず、IT 企業との協働で行っている例も数多く、たとえば、欧米の銀行の IT 企業とのオープンイノベーションの動向をみると、図表の通りである (第 2 表)。

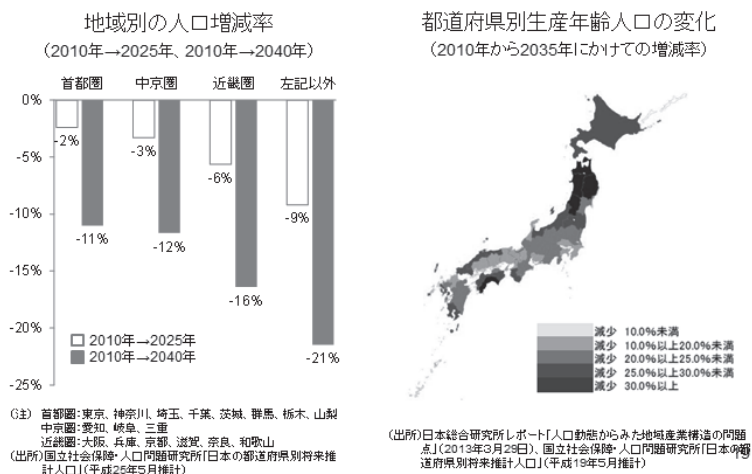
## 2 国内の環境変化

### (1) 人口減少と高齢化

日本の国内に目を転じると、日本の銀行業を取り巻く環境は徐々に厳しいものとなっている。銀行経営に決定的な影響を与えるのは、人口動態の変化である。人口減少は、特に地域別にみるとそのスピードは区々である。2010 年から 2040 年にかけて、首都圏、中京圏、近畿圏でも 10%を超える人口減少が予想されているが、都道府県別にみると、北陸や四国、山陰地方においては、3 割を超える減少が予想される県も存在している (第 2 図)。

これらの地域では、高齢化が急速に進むため、医療介護に対する需要が増加し、自治体の財政的な負担も増加する一方で、企業に就業できる生産年齢人口が減少していくことが予想されている。既に、小売や建設、運輸、外食産業などの分野を中心に、企業によっては深刻な人手不足に直面している。

こうした人口動態の変化は、銀行ビジネスにも様々な影響を及ぼしつつある。ビジネスへの影響



第2図 日本の地方別にみた人口動態の変化予想

(資料出所) 筆者作成

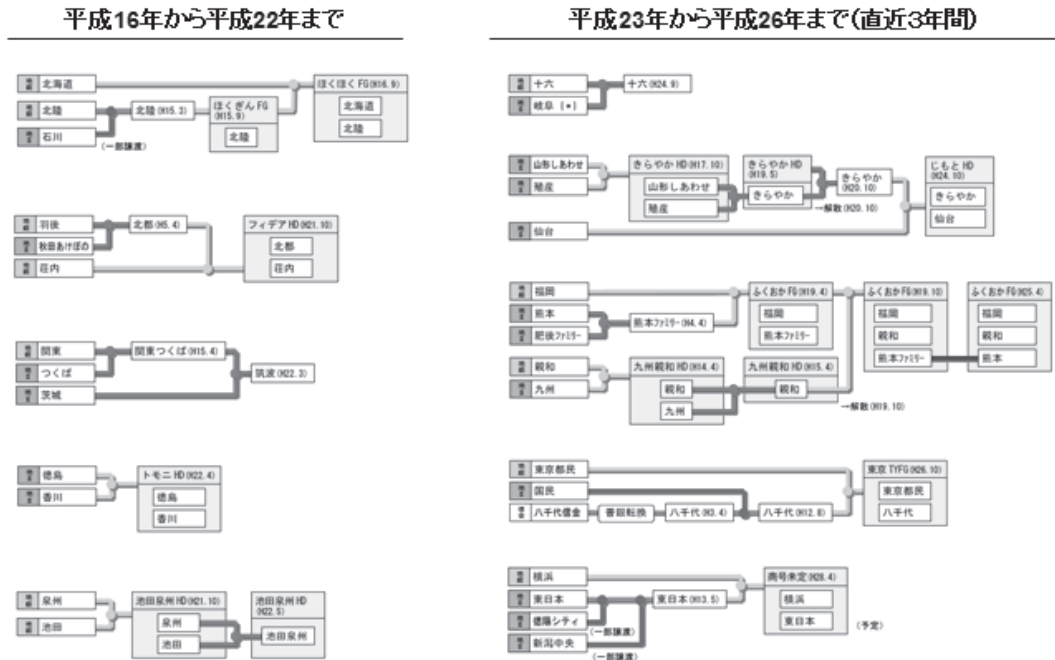
の第一は、資金需要の減少である。人口減少により国内マーケットが小さくなることから、国内市場主体の企業では、売り上げが減少する傾向にある。こうしたことから、省力化投資への資金需要はあるものの、能力増強のための設備投資資金需要は全体としては減少傾向にある。第二は、貯蓄の取り崩しが今後徐々に顕在化すると考えられる。現状では、金利低下にもかかわらず、高齢者を中心に預金はまだ増加傾向にある。銀行としては、資金需要がそれほどないため、これを国債などに運用して、きわめて薄い利鞘を稼いでいるのが現状である。しかし、今後特に大きなシェアを占める団塊の世代の高齢化が進むにつれて預金の取り崩しが始まり、預金の伸び率自体も徐々に低下、次第に減少していくことも想定される。そうすると、地方の銀行などでは、資金需要に応じるための経営基盤自体が徐々に浸食されることになりかねない。

こうしたことから、メガバンクなどはアジア地域を中心に地元銀行を買収する<sup>9)</sup>など、グローバル化を進めることによって、海外での収益比率を拡大する動きをとっている。また、地方銀行は、人口減少に伴う市場の縮小への対応として、持株会社を作って統合する、事務の共同化などの効率化を図るなどの動きが本格化している(第3図)。この背景には、生産年齢人口自体が減少していく中で人材の確保も難しくなり、より生産性を向上させていかなければならないという要請もある。また、地域活性化のために、事業再生ビジネスや、新しいベンチャービジネスの発掘、また産官学を巻き込み新しい産業の発展に力を入れる金融機関も少なからずあるが、人材育成がネックとなっており、銀行間の取り組みの差が大きいのが実情である。

## (2) 日本企業のグローバル化

日本と比較的近い東南アジア諸国などでは今後人口が増加し、経済が今後も高い成長を実現することが予想されている。そうしたこともあって、日本の製造業、非製造業は、海外へビジネス展開を積極化している。製造業では円高傾向であった2000年代初めから、人件費の低いアジア地域へ

9) 三菱東京UFJ銀行によるアユタヤ銀行買収など。



第3図 地方銀行の再編の動向

(資料出所) 全国銀行協会資料に一部加筆修正

の進出による海外生産が進んでいたが、円安傾向が定着した現在も海外市場の開拓を狙い、中小企業でも海外進出、海外生産増強の傾向は変わらない。また、非製造業でも海外売り上げが伸びており、農業などでもブランド農産品の輸出などを積極化したり、日本の外食産業のネットワークを国外に広げる動きもみられている。

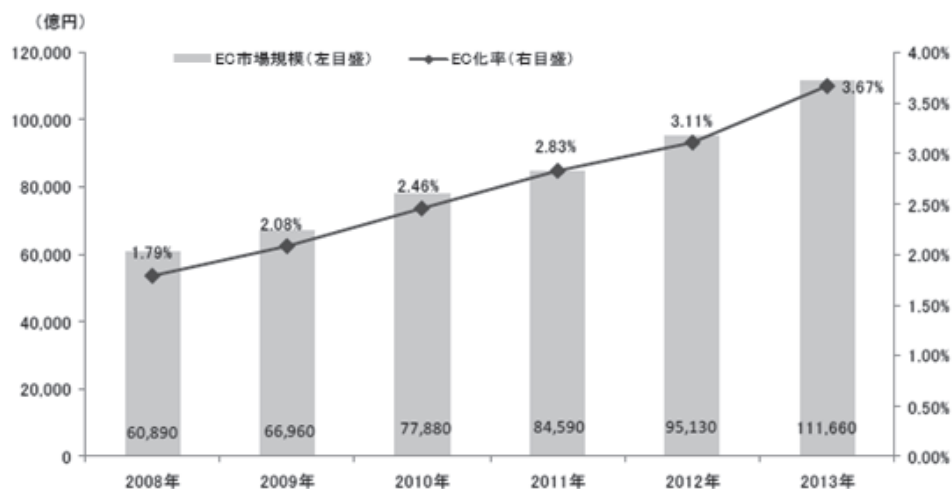
こうした企業行動の変化は、当然銀行ビジネスにも大きな影響を与えている。中小企業や海外展開にあたってのアドバイスや進出企業へのドルや現地通貨資金の提供など、新たなサービスへの需要が高まっており、これらへの対応がどの地域の銀行にとっても急務となっている。

### (3) ネットビジネスにおける事業会社の金融サービス拡大等の動き

日本では、フィンテックの動きは、欧米諸国と比較すると遅れている。しかし、伝統的銀行以外の企業を中心に、既に取り組みは様々なレベルで始まっていた。たとえば近年電子商取引は大きく拡大し(第4図)、ネット決済サービスや販売、決済情報等を活用した融資サービスなどの提供機会が大きく拡大している。近年この分野で積極的な動きをしているのは、非金融業者から参入した銀行である楽天、または非金融業者であるヤフー、アマゾンなどである(第3表)。これらの業者は、こうしたサービスで得られた情報を生かし、電子商取引と金融サービスを一体的に提供し、顧客を囲い込み、融資なども融合させた新たな金融サービスに次々と取り組んでいる。

銀行にとっても、電子商取引と親和性の高いネット決済ビジネスは、有望な成長分野である。しかし、この分野は伝統的な銀行よりも事業会社が積極的に新ビジネスを提供してきた分野であり、伝統的な銀行によるこうした取り組みがみられていない。この点については、伝統的な銀行のイノ





(注)EC化率とは、全ての商取引額に対する電子商取引市場規模の割合

#### 第4図 日本における電子商取引拡大の動向

(資料出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査報告書」(平成26年8月), p. 6

#### 第3表 非金融業者の決済ビジネスへの参入の動き

事業者名	時期	金融サービス
楽天株式会社 (日本)	2005年	・ 楽天市場のカード決済サービスを自社「R-Card Plus」(一斉本化(楽天))
	2013年	・ 出店者向けに「楽天スーパービジネス」を提供開始(楽天カード)
	2014年	・ 楽天市場の振込先口座を「楽天銀行 楽天市場支店」に一斉本化(楽天銀行)
ヤフー株式会社 (日本)	2003年	・ オークション落札代金決済サービス「Yahooかんたん決済」を提供開始(ネットラスト)
	2007年	・ 出店者向けにネット決済代行サービス「Yahooウォレット」を提供開始(ヤフー)
	2015年	・ 商品の販売情報や顧客評価を基に審査する出店者向け新型融資を取扱開始予定(ジャパンネット銀行)
Amazon.com, Inc. (米国)	2012年	・ 取引状況を勘案した出店者向け融資“Amazon Lending”を提供開始
	2013年	・ Amazonに登録されたカード情報を活用した非出店者向け決済サービス“amazon payments”を提供開始
アリババグループ (中国)	2004年	・ ネット決済サービス“Alipay”(第三者保証決済:エスロ)を提供開始
	2010年	・ 支付宝等での取引状況を与信審査に組み入れた融資サービスを提供開始
	2014年	・ 「浙江網商銀行」(アリババの関連企業が30%出資)の設立認可を取得

(資料出所) 筆者作成

バージョンに対する保守的な経営姿勢もあるが、現行の業務範囲規制の制約も原因となっている。

## II 日本における業務範囲規制緩和の経緯

第I節では、銀行を取り巻く近年の大きな環境変化について、国際的な動向および日本独自の状況についてサーベイしてきた。そうした中で、日本の伝統的銀行は、欧米の銀行と比較すると、IT分野での業務範囲規制に直面し、環境変化に対応しきれていないことを指摘した。そこで、本節では、日本における業務範囲規制緩和はどのような考え方に基いて行われ、なぜ現状欧米との違い

が生じているかについて、検証していきたい。

先進国の銀行業は、80年代頃より自国の経済成長が低成長期に入り、投融資機会が減少してきている。前述の通り、米国の銀行の規制緩和は、利用者の利便性の向上に加えて、経済を支える役割を持つ銀行業の収益基盤を長期的に安定させるためにも、推進されたといえる。こうした米国の規制緩和の動きに加えて、欧州ではもともとユニバーサルバンキングで証券や保険と併営が可能で事業会社への出資も可能であった。

わが国でも金融機関の国際的な競争力確保の観点から、欧米に続くかたちで、業務範囲規制緩和が実施されてきた。90年代以降銀行・証券などの各業態が子会社を設立して相互参入をすることが可能になったが、こうした中で、98年には銀行持株会社の設立が可能となるなど、業務範囲規制緩和は進んできた。こうした近年の動きを金融庁[2015a]等を参考に、検証すれば、以下の通りである。

### 1 銀行持株会社のスタート

独占禁止法が改正されて純粋持株会社が解禁されたのは、日本が不良債権問題に直面していた平成9年(1997年)のことである。従来は事業支配力の集中を防止するとの趣旨から規制されていたが、わが国企業についてより国際的な競争力を高め、事業者の活動を活発にするとの観点から、解禁が図られた。銀行持株会社についても、金融制度調査会で議論が深められ、平成10年に解禁された。このとき、①銀行の経営形態の選択肢を拡大し、利用者利便の向上に資する、②分社化により、専門化、高度化した金融サービスの提供が可能となる、③持株会社傘下で金融業務を営む子会社間の相乗効果も発揮できる、④銀行の兄弟会社を作れば、業務提携の可能性が広がる一方で銀行へのリスク遮断を図りやすいので、銀行経営の効率化と金融システムの安定性を図ることができる、といった銀行持株会社のメリットが金融制度調査会で指摘されている。

銀行持株会社の解禁は、不良債権問題による経営悪化に長く直面していた銀行の再編を促し、たとえば、大手銀行に、持株会社化を通じて3つのメガバンク・グループ(三菱東京UFJ、三井住友、みずほ)に統合する契機を与え、その後の地銀などの再編にも寄与することとなった。

### 2 銀行グループ(親子会社形態)業務範囲規制緩和

平成10年(1998年)にはまた、銀行子会社の業務範囲が整備されたほか、銀行の株式保有制限(5%)が導入された。持株会社だけでなく、銀行子会社についても、一般事業を営む会社は含まないが、金融関連業務を営む会社はグループ化できるようにし、業務範囲を拡大した。その際、銀行が保有できる一般事業は、一般事業会社について独占禁止法上5%とされている株式保有割合制限を参考に、5%とすることにした。97年から98年の一連の金融制度改革は、証券会社の手数料水準の自由化など他の多くの改革と同時に行われたことから、第一次金融ビッグバンともよばれる。

### 3 主要株主に関するルール整備

その後小売業であるイトーヨーカドー株式会社が銀行業務に参入する意向を発表したことを契機に、いわゆる「異業種」が銀行業に参入する際のルール整備について議論されるようになった。わが国では、銀行の主要株主に関するルールが存在していなかったため、金融審議会の議論を経て、20%以上の株主を実質的な影響力に着目して主要株主として規制するようになった。その際、異業

第4表 いわゆる異業種の銀行への参入の動き

銀行名	主要株主	持株比率	参入時期	
オリックス銀行(株)	オリックス(株)	100%	1998年4月	山一信託銀行(株) <sup>(注1)</sup> (現・オリックス銀行(株))を買収
ソニー銀行(株)	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) <sup>(注3)</sup>	100%	2001年4月	ソニー銀行(株)を設立(ソニー(株)80%出資)／銀行営業免許取得
株式会社セブン銀行	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	38.08%	2001年4月	株式会社イーヨーカ堂と共同出資により、株式会社アイワイバンク銀行(現・株式会社セブン銀行)を設立／銀行営業免許取得
株式会社イオン銀行	イオンフィナンシャルサービス(株) <sup>(注4)</sup>	100%	2006年5月	準備会社としてイオン総合金融準備(株)を設立(イオン(株)100%出資)
			2007年10月	社名を「株式会社イオン銀行」に変更／銀行営業免許取得
楽天銀行(株)	楽天(株)	100%	2008年9月	イーバンク銀行(株) <sup>(注2)</sup> (現・楽天銀行(株))と資本・業務提携
			2009年2月	イーバンク銀行(株)の主要株主認可を取得し、親会社となる
株式会社大和ネクスト銀行	株式会社大和証券グループ本社	100%	2010年4月	準備会社として、大和ネットバンク設立準備(株)を設立
			2011年4月	社名を株式会社大和ネクスト銀行に変更／銀行営業免許取得

(注)1. 山一証券の信託銀行子会社。1993年8月設立。  
 2. 2000年1月伊藤忠商事ほかの出資により、日本電子決済企画(株)設立。2001年6月社名をイーバンク(株)に変更。同年7月銀行営業免許を取得し開業。  
 3. ソニー(株)の連結子会社(ソニー(株)50%出資)。2004年4月、生命保険、損害保険、銀行を傘下とする中間金融持株会社として設立される。  
 4. イオン(株)の連結子会社(イオン(株)11.6%出資)。2013年4月イオンクレジットサービス(株)と株式会社イオン銀行の経営統合により、イオンクレジットサービス(株)は銀行持株会社に移行、番号をイオンフィナンシャルサービス(株)に変更。  
 5. 上記の他、野村信託銀行(株)(1993年8月設立、野村ホールディングス(株)100%出資)や、株式会社ふん銀行(2008年6月設立、KDDI(株)50%・株式会社東京UFJ銀行50%出資)などがある。  
 (資料出所)各社ホームページなどより、筆者作成

種が銀行に参入すること自体は新しいビジネスモデルをもたらすものとして積極的に評価するが、銀行経営の健全性の観点からルール整備が必要とされた。議論の結果、主要株主に関しては、取得時は認可制をとり、および取得後を通じて監督当局による監督を受ける仕組みを整えることが必要とされた。なお、50%を超える主要株主は、銀行の支配力を有しているとし、銀行持株会社に対する規定を参照し、銀行経営の健全性確保のための改善計画の提出を求める権限も当局に付与した。その後、イーヨーカドーが設立したIY銀行(現セブン銀行)は、ATM網をコンビニエンスストアや駅などにネットワーク化して決済に特化する新しいビジネスモデルを作っているほか、イオンや楽天など多くのいわゆる「異業種」の企業が銀行を設立している(第4表)。

#### 4 銀行グループの業務範囲規制緩和

平成20年(2008年)、銀行法が改正されて、銀行グループの業務範囲規制が大幅に緩和された。このときは、銀行法の改正以外にも、プロ向け市場の創設他、多くの金融市場、金融制度改革が行われ、これらの改革を総称して第二次ビッグバンともよばれる。2000年代前半は米国投資銀行など欧米の金融機関が高いパフォーマンスをあげていた時期であり、我が国銀行も国際的に競争が激化する中で、利用者ニーズに合わせ、銀行業の業務範囲を欧米並みに拡大することが必要という議論が行われた。

このとき、銀行本体の業務範囲には商品デリバティブや排出権取引が、銀行子会社の業務範囲には、イスラム金融、リース子会社の中古物件の取引が、さらに銀行持株会社の子会社の業務範囲には商品現物取引などが追加されることとなった。なお、このときの制度改革により、銀行と証券のいわゆるファイアウォール規制も緩和され、一定範囲での顧客情報の共有や、役職員の兼任なども認められるようになった。

平成19年の金融審議会第二部会報告によれば、経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案し、きめ細かく対応していくことが適当と

して、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、「当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的親近性、当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性、銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度」等を勘案して決定すべきとしている。そのうえで、兄弟会社間については、親子会社間に比較すると、相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであるので、兄弟会社の業務範囲については、銀行の子会社に比して緩和する余地がある、としている。

また、その際、銀行の兄弟会社に新たな業務を認めていく制度的枠組みとしては、①米国の金融持株会社における補完的業務のように、行いうる業務に特段の限定をかけずに、当局の個別の許認可のもとで新たな業務を認める方式、②予め行いうる業務を法令で限定したうえで、当局の個別の許認可のもとで新たな業務を認める方式、の2つがあり得るが、この時点では、②の方式をとるべきとされた。その理由としては、銀行法の業務範囲規制が他業禁止の観点から限定列举を基本としていること、行政判断の透明性確保、当局による監督の実効性確保があげられている。ただし、金融をめぐる状況の変化等に応じ、可能な限り、柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられる、としている。

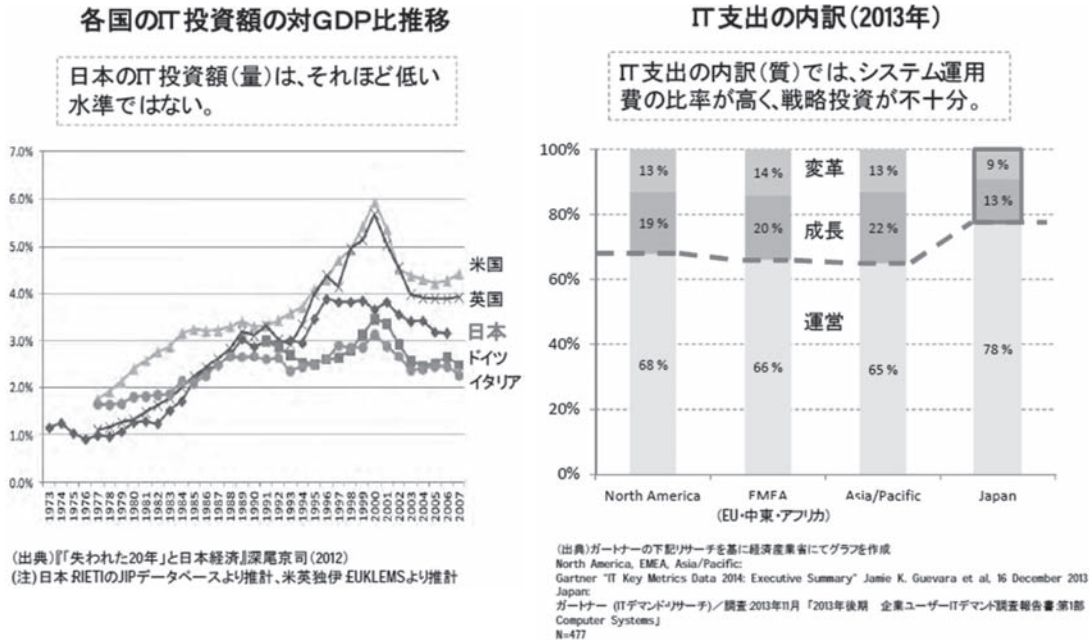
このように、欧米諸国の銀行とは実態としては周回遅れではあるが、規制の側面で大幅な緩和によって、国際的に競争できる環境はようやくリーマンショック直前の段階では整ったといえる。ただし、この時点においても、銀行の業務範囲は、あくまでも限定列举を基本とするという基本的考え方は、変えていなかった。しかし、既にこの時点では、欧米諸国の銀行は、情報技術革新の大きなうねりに対応し、新たなビジネスチャンスをとらえようと既にIT会社への出資など新たな取組みを始めていた。そして、モバイルペイメントの発展やクラウドコンピューティングの拡大などIT化の急速な進展により、金融の経営環境が近年本格的に変化してきたため、日本の業務範囲規制の枠組みでは、これにこたえられなくなってきたとみることができよう。

### Ⅲ ITの高度化と日本の銀行グループの規制～現状と課題

ここまで、銀行をめぐる内外の大きな環境変化、そしてわが国における銀行グループの規制緩和の動向をみてきた。本節では、これらを踏まえて情報技術革新の大きなうねりに、日本の金融監督当局や、金融機関はどう対応していくべきかについて、検討する。

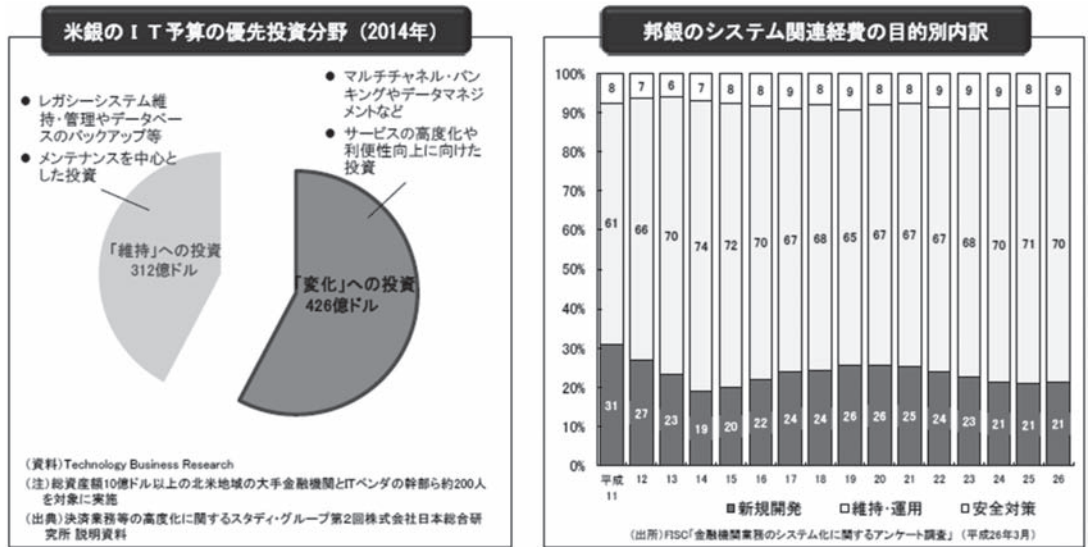
#### 1 ITの高度化と日本の銀行の対応

まず、日本の産業全体をみた場合の、IT化の取り組みについての調査をみると（第5図）、IT投資金額自体は、欧米諸国と遜色のない水準にあるが、IT投資の質的な違いが大きく、ビジネスモデルの変更などの戦略的、前向きな投資が少なく、維持のための投資が多いとのアンケート結果が得られている。金融機関に絞った別の調査結果をみても、同様の傾向がみとれる（第6図）。すなわち、米銀はどちらかという、戦略的な投資が多いが、邦銀は維持のための投資が中心という構図である。ただし、戦略的な投資、攻めの投資といった表現は、必ずしもその投資の内容や定義が明確ではない点には留意して、これらの調査結果をみる必要があるし、個別にみると従来も積極的にIT投資を行ってきている銀行は少なからずあると考えられる。しかし、第1節でみた欧米銀行のようなオープンイノベーションは、邦銀は全体として必ずしも積極的ではなかった。それ故に、異



第5図 日本のIT投資の特徴

(資料出所) 経済産業省・「日本の『稼ぐ力』創出研究会」第7回経産省資料(2014年10月24日), p54



第6図 日米銀行のIT戦略の違い

(資料出所) 金融審議会資料の加筆修正

業種から参入した銀行には新しいビジネスモデルがみられるものの、伝統的銀行については、それほど各行ごとに大きな差異がみられるわけではなく、総じてビジネスモデル変革といった戦略面の変更に對しては保守的であったといえる。

邦銀が、ビジネスモデルの変革に対して消極的であった理由は、主に2つ考えられる。第一に考えられるのは、伝統的銀行の比較的保守的なカルチャーである。銀行は、預金を取り扱うことから、安全性、公益性を期待されており、決済システムの構築も、非常に多額の投資をして堅牢なネットワークシステム(全銀ネット)を80年代の段階から構築してきている。その安全性や確実性は世界の水準からみても高いものがあるが、大型コンピューターを中心とした金融機関による閉鎖型システムであり、固定費が大きいこともあって、利用者利便やコストの面ではこのままであると国際的にみると競争力が低下しかねないとの指摘もある。実際、現在生まれている新しいフィンテックビジネスは開放型のネットワークであるインターネットから生まれている。利用者である企業や個人がイニシアティブをとり、次々と新しい決済ビジネスをきわめて低いコストで展開していることから、伝統的な銀行業との違いが顕著になってきている。

第二に考えられる理由は、銀行業を取り巻く規制である。第I節でみてきたように、リーマンショック後リスクの高い取引については、欧米の銀行監督当局は、米国のボルカールールに象徴されるように、これを規制する方向で対応してきている。しかし、ITとの融合に関する分野については、以下に具体的にみるように、比較的柔軟な運用をしていることは注目に値する。また英国などでは官民挙げてフィンテックの支援を行っている<sup>10)</sup>。一方、日本では、従来銀行によるIT企業への出資は難しい状況となっていた。

以下では、いくつかの論点から、そうした欧米と日本の規制環境を検討し、日本の課題を抽出したい。

## 2 電子商取引と銀行の規制環境

ネット決済ビジネスは、電子商取引と親和性が高い分野である。実際、シティバンクなど多くの米銀は、2000年代前半からバーチャルモールを提供し、その決済ビジネスを手掛けている<sup>11)</sup>。

わが国でも第I節でみたように、近年BtoCを中心にスマホの普及とともに、電子商取引は大きく拡大し、こうしたビジネスを提供している事業会社が様々なネット決済ビジネスを提供している。第3表のように、楽天など事業会社が電子商取引をスタートさせ、傘下の銀行が電子商取引と決済ビジネスの一体提供を行ったり、新たな融資サービスを始めたりするなどの動きを示している。しかし、伝統的な銀行からは、規制上の制約から電子商取引分野に関しては、必ずしも新しいサービスの提供が行われていない。

米国ではどのような規制のもとで銀行のバーチャルモール提供が可能となっているのだろうか。

10) たとえば2014年にInnovate Financeというフィンテックの業界団体が設立され、ブリティッシュ・ビジネス・バンク(政府と民間出資の中小企業支援金融機関)と提携している。この他にも金融行為監督機構もProject Innovateを推進している。詳しくは神山[2015]、Financial Conduct Authority[2015]参照。

11) JPモルガンチェース銀行などのように、バーチャルモール運営から撤退している銀行も存在している。

### (1) 米国におけるファインダー業務

米銀においても、邦銀と同様、商取引は禁止されている。バーチャルモール運営は、銀行本体の業務としてのファインダー業務の一環として OCC などの監督当局の解釈上認められている。ファインダー業務とは、潜在的な売り手、買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為とされている。実際、1999年、および2000年に監督当局のひとつである OCC から、ファインダー業務についての解釈が出されており、これに則り、銀行はバーチャルモールの運営をスタートさせている<sup>12)</sup>。

### (2) 日本の規制の現状と考えるべき視点

前述の通り、日本ではバーチャルモールの運営は従来できなかった。しかし、たとえば地銀などが、今後地元企業を中心としたバーチャルモールを運営すれば、当該地域の経済活性化をサポートしつつ、ネット決済ビジネスにも関わることが可能になる。わが国でも、戦略上これに取り組むことを希望する銀行に対しては、一定の条件のもとで、認めることを検討する必要があるだろう。

その際に考えるべきは、①銀行のモール運営者の責任範囲を明確にし、取引の場の提供に限定すること、またこれに関連するが、②銀行の健全性へのリスクを限定すること等であろう。①については、経済産業省「電子商取引および情報財取引等に関する準則」(平成26年8月)において一定程度整理がなされており、たとえば購入画面にモール運営者が売主でないことを明確にするなどの措置をとることによって、モール運営者は商品の欠陥などの責任から免れられるとしている。

②については、規制上の工夫が必要と考えられる。米国では、銀行本体でファインダー業務が認められており、バーチャルモール運営も本体で行っている。モール運営自体はそれほどリスクの高い業務とは考えられないが、将来的な発展性を踏まえると、リスク遮断の観点から、銀行持株会社の子会社すなわち銀行の兄弟会社に限定するなど、実質的なリスク遮断の措置が必要となると考えられる。また、次項にみるように、銀行とIT業者とのオープンイノベーションが実現しなければ、銀行単独でこうした業務を展開するのは限界があり、銀行による出資をいかに可能にするかが重要になってくる。

## 3 IT系企業への出資と規制環境

そこで次に、IT企業、ベンチャー企業への出資などのオープンイノベーションと規制の関係について論ずる。前述の通り、欧米主要国の銀行では第2表のように積極的なIT企業への出資が行われている。こうしたIT企業への出資は、欧米主要国では規制上どのように位置づけられているの

---

12) National banks may operate a "virtual mall," i.e., a bank-hosted set of web pages with a collection of links to third party Web sites organized as to product type and available to bank customers so that bank customers can shop for a range of financial and non-financial products and services via links to sites of third party vendors and merchants can electronically confirm payment authorization before shipping goods. — *OCC Interpretive Letter No. 875 (October 31, 1999)*

A national bank may, incidental to its hosting of a virtual mall, provide at that site access to a limited amount of non-financial information (e.g., information on current events and weather) that is necessary to attract persons to the virtual mall site. — *OCC Conditional Approval No. 369 (February 25, 2000)*.

であろうか。

### (1) 欧米における規制体系

米国では、1999年グラム・リーチ・ブライリー法によって、健全性の高い銀行グループについては、金融持株会社（Financial Holding Company）が認められ、緩やかな業務範囲規制が適用されることになった。具体的には、第一に、銀行持株会社（Bank Holding Company）よりも広い範囲の「本源的な金融業務または付随業務」を容認している。たとえば銀行持株会社の場合は、証券業務については、国債等の適格証券に取り扱いが限定されているが、金融持株会社の場合は、フルレンジの証券業務が認められている。第二に、金融業務の補完的業務については、当局の個別の認可を得て従事することが可能となった。各銀行は、参入または5%以上の議決権を保有する前にFRBに認可申請することによって、新規業務ができるようになっていく。その際、FRBは、当該業務が①補完的といえるか、②当該業務が銀行の健全性や金融システムの安定性にリスクを及ぼさないかを個別に審査して認可することとなっている。なお、米国の金融持株会社がFRBに申請し、個別認可方式で認可されたのは、実際には、コモディティのデリバティブ取引などだけである。すなわち、米国金融持株会社のIT会社への出資は個別審査方式によって認可されたわけではなく、限定列挙方式である米国の業務範囲規制の範囲内で対応可能となっている。この背景としては、邦銀が出資可能なIT会社の収入依存度規制の違いなどがあるものと考えられる。

次にEUであるが、EUはユニバーサルバンクの伝統から、業種に関係なく、一般事業会社の議決権を100%まで取得、保有することが可能となっている。ただし、自己資本比率規制上、以下のような制約が存在する。すなわち、10%以上議決権を有する一般事業会社の株式<sup>13)</sup>の簿価が（ア）一社当たり当該銀行の総自己資本の15%を超えるまたは（イ）総額で同60%を超える場合、各国当局は、①当該超過部分にリスクウェイト1250%（資本控除相当）を適用、または②上記比率を超える株式保有を禁止することが可能となっている。

このように、EUでは原則として議決権保有は自由であるが、自己資本比率規制と組み合わせ、リスクが大きい場合に一定の制限ができる仕組みとしている。こうした規制体系のもとにあるため、欧州の銀行も積極的にIT関連企業に出資ができる状況となっている。

### (2) 日本の規制の現状と考えるべき視点

これに対して日本の銀行や銀行子会社、兄弟会社などの業務範囲は、第2章でみたとおり、限定列挙方式となっており、欧米と比較すると柔軟性や拡張性に欠ける。近年IT分野では技術革新が進み、銀行を取り巻く環境は著しく変化しており、今後ITと金融の融合を進めていくためには、アイデアの補完や技術の高度化等の観点から、ベンチャーへの出資を検討したいという邦銀も出現してくることが十分予想される。しかし、出資先のすべての業務が銀行法で限定列挙された業務に該当するとは限らず、現状のままでは、新たな出資が不可能となってしまう。

顧客利便性の向上、規制の国際的な整合性、金融業としての競争力の強化の観点からも、こうし

---

13) 一般事業会社の株式とは、①金融機関（銀行、保険、証券）、②金融関連業務を営む会社（銀行関連業務、銀行付随業務、リース、ファクタリング、投資信託、データ処理サービスおよびその他同様の業務）以外の会社の株式。



た規制体系を見直し、より柔軟性、拡張性のあるものに変えていく必要があると考えられる。特に技術革新のスピードを考えると、限定列举方式を広げるだけでなく、柔軟に様々なビジネスについて個別認可ができる仕組みを構築する必要があると考えられる。

こうした規制緩和をすると、どのような弊害があり得るだろうか。まず、第一は銀行の健全性に影響を与える可能性がある。無制限にベンチャー出資を認めることは、銀行の健全性に及ぼす影響を考えると必ずしも適切ではないであろう。投資可能額に何等かの上限を設けることなども検討する必要がある。

第二に、米国の金融持株会社を参考に、健全性の高い銀行持株会社に限定して出資を認めるなどの個別認可方式を採用する場合、どのような場合にそれを認めるかについての検討が必要となる。個別認可方式の最大のメリットは、大きく変化する技術革新の流れや、新しい創意工夫などに柔軟に対応できる点である。しかし、一方で規制当局の基準があいまいであると、裁量的で不透明な金融行政になってしまう可能性もある。

仮に個別認可方式を採用する場合、どのような内容の新ビジネスを認めるかという点については、たとえば、出資する企業のリスクの性質や大きさ、といった健全性の観点からの基準、銀行業との親近性といった銀行業とのシナジーの関係などを検証する必要があると考えられる。また、どのような銀行グループに出資を認めるのか、といった点については、自己資本比率などの健全性基準が重要と考えられる。同時に、銀行の兄弟会社が一括してリスクをとる可能性があることを踏まえれば、銀行グループとして、経営管理を行っている持株会社でリスク管理が適切に行われているかといったガバナンスの枠組みが実効的であるかどうかの検証も必要と考えられる。しかし、監督当局が、当該金融機関グループのガバナンスの良し悪しを客観的に評価することはきわめて難しい。個別認可方式の透明性の欠如、行政当局の裁量の拡大といった弊害を生まないためにも、個別認可方式を採用する場合には、評価の基準を極力明確にし、当局が説明責任を果たせるような体制をとっておくことがきわめて重要と考えられる。

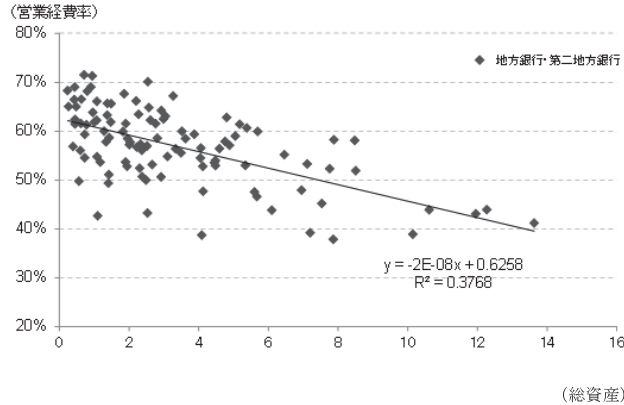
#### 4 その他の IT 高度化と関連する規制～収入依存度規制

現在、日本の人口動態は大きく変化し、第2図の通り、人口は急速に減少する一方、高齢化が一層進展する。地域金融機関を取り巻く環境は厳しくなるものと予想される。

こうした中で現在、地銀の再編が大きく進んでいるが、銀行は情報産業であり、一定のシステム投資が必要であることから、規模の経済がある程度働く産業である。実際、地方銀行、第二地方銀行の総資産規模と営業経費率の関係を見ると、負の相関がみられ（第7図）規模が大きくなるほど、営業経費率が低くなっている様子がみとれる。

こうした状況を踏まえれば、今後決済関連事務のみならず、様々な事務の合理化を進める動きは活発化する可能性がある。例えば、信用金庫などでも、手形管理業務の共同化を進めるなどの動きもみられている。今後もそうした事務の合理化が進む方向を展望すれば、決済事務などの業務を強みのある銀行などに事務委託を容易にする規制の仕組みなども検討する必要があると考えられる。

この点、たとえば、子会社の収入は親銀行が5割以上でなければならないといった、収入依存度規制や受託可能な事務の範囲など、現行の規制が、銀行間での事務委託の制約になっていないか点検し、見直しをする必要があると考えられる。



第7図 地域金融機関の規模と営業経費率の関係

(注1) 各行単体ベース (2013年度末)

(注2) 営業経費率 = 営業経費 / 経常収益

(注3) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」に基づき作成

(資料出所) 筆者作成

#### Ⅳ 終わりに

本稿では、銀行業を取り巻く環境変化をサーベイするとともに、特に世界的な情報技術革新の動きについて着目し、銀行業の対応の方向や解決すべき規制などの論点について整理してきた。2015年12月末現在、金融庁でもこれらの問題に関して検討が進み、金融審議会の2つのワーキンググループの報告書<sup>14)</sup>が発表されている。そこでは、銀行業に関する規制緩和と新しい決済関連企業について横断的なルール作りの検討を急ぎ行うべきであることなどが提言されている。フィンテックの流れはきわめて速く、日本においても、今後は新しい金融サービスは様々な主体から新しいアイデアとともに提供されることが予想される。銀行業としても、こうしたIT企業等と競争、協働しながら新たな利便性の高いビジネスを提供することが求められる。

金融監督当局にとっても、課題は山積している。様々な主体が新しいビジネスモデルでこの分野に進出しようとしている以上、たとえば決済を提供する主体に対する規制は、銀行を含む様々な主体に対して横断的な視野に立った設計とし、規制回避的な行動を起こさないように工夫することに加え、どのような新しいビジネスモデルにも、ダイナミックに対応できるような規制体系を考えていく必要がある。

また、取引の安全性の確保は、従来は取引時における本人確認などで対応しようとしてきたが、今後IT取引の比重が高まるにつれて、新しいセキュリティ技術やビッグデータの分析により可能になる範囲が大きく広がる。その意味で、当局としても新たなIT技術やデータ分析のノウハウセキュリティ技術を前広に検討し、民間のイノベーションに対するインセンティブをそがないような新しい規制のあり方を考えていく必要がある<sup>15)</sup>。

14) 金融庁 [2015b] 「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告」および [2015c] 「金融グループを巡る制度の在り方に関するワーキンググループ報告」。

15) 新しい規制の手法の提案としては、たとえばPay Pal [2015] 参照。

資金仲介分野については、基本的に利用者が安全に使えるルールを整備する必要があるが、マーケットプレースレンディングが中国のようにシャドウバンキング的な位置づけとなり急拡大する可能性も秘めている。新しい業者の情報開示などを徹底し、金融システムの安定性にも配慮していく必要があるだろう。

なお、こうした新しいビジネスモデルを擁した新規参入が相次ぐことは、利用者の利便性を向上させ、経済を活性化する方向に作用すれば望ましい動きであるといえる。しかし、銀行業にとっては、競争相手の増加を意味する。一方で、リーマンショック後の銀行業に対する厳しすぎる規制強化の動きは、預金を扱う銀行が決済や資金仲介に重要な地位を占めており、特殊な存在であるとの認識に基づいて行われていると考えられる。このように銀行が特殊であるという前提は、新しい担い手が次々と決済や資金仲介の分野に参入してくれば、相対的には低下していくと考えられる。そうなれば、銀行業に対する規制負担は原理的には軽減されるべきものと考えられ、こうした金融業をめぐる大きな変化は、金融機関に対する規制全体の設計についても、様々な点で再考の必要性を示唆していくものと考えられる。

## 参考文献

American Banker 各号

Board of the Governors of the Federal Reserve System [2015] "Consumers and the Mobile Financial Services" March 2015.

Financial Conduct Authority [2015] "Regulatory Sandbox" November 2015.

NIRA (総合研究開発機構) [2015] 「わたしの構想、フィンテック」

Paypal [2015] "21<sup>st</sup> Century Regulation: Putting Innovation at the Heart of the Payments Regulation"

Powell, J. H. [2015] "The Puzzle of Payments Security: Fitting the pieces together to Project the Retail Payments System", Speech at the FRB of Kansas City Conference

アクセンチュア [2015] 「フィンテックと銀行の将来像」

翁百合 [2016] 「国際的な規制改革の全体像」証券アナリストジャーナル 2016年2月

翁百合 [2015] 「ペイルインをめぐる動きと市場の反応について」JRI レビュー 2015年3月

翁百合 [2010] 『金融危機とプルーデンス政策』日本経済新聞出版社

翁百合 [1998] 『情報開示と日本の金融システム』東洋経済新報社

神山哲也 [2015] 「英国におけるチャレンジャーバンクとフィンテック」月刊資本市場9月号

金融庁 [2015a] 「金融グループを巡る制度の変遷等」金融審議会・金融グループを巡る制度の在り方に関するワーキンググループ資料

金融庁 [2015b] 「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告」

金融庁 [2015c] 「金融グループを巡る制度の在り方に関するワーキンググループ報告」

日本銀行金融高度化センター [2015] 「ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ報告書」

野村敦子 [2015] 「金融イノベーションと決済高度化の動向」金融庁 決済業務等の高度化に関するスタディグループにおけるプレゼンテーション資料